

受付

耐震改修住宅に対する固定資産税の減額申告書

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

申告者氏名
(納税義務者)(名称)

電話番号

()

個人番号又は法人番号

地方税法附則第15条の9第1項(第15条の9の2第1項)に規定する耐震改修住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、柏崎市税条例附則第9条の3第7項(第9条の3第10項)の規定に基づき、次のとおり申告します。

所 在	柏崎市	
家屋番号		
種類(用途)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所は対象外)	
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨(軽量鉄骨) <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他	
延床面積	m ²	
建築年月日	年	月 日
登記年月日	年	月 日
耐震改修工事完了年月日	年	月 日
耐震改修工事に要した費用	円	50万円を超えることが 必須要件
認定長期優良住宅の 該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
耐震改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由		
世帯区分等状況確認	<p>本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について税務課が各業務担当課へ照会することに、</p> <p style="text-align: center;">同意します ・ 同意しません</p> <p>いずれかに○を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。</p>	

耐震改修住宅に対する固定資産税の減額申告書について

この申告書は、耐震改修工事が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

1 概要

(1)昭和57年(1982年)1月1日以前から所在する住宅のうち令和6年(2024年)3月31日までの間に耐震改修工事が完了した家屋の固定資産税額(上限120㎡)の2分の1を減額します。

※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。

※平成29年(2017年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの間に耐震改修を行った住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額(上限120㎡)の3分の2を減額します。

(2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

2 対象となる家屋

(1)昭和57年(1982年)1月1日以前から所在する住宅であること。

(2)耐震基準に適合する住宅であること。

(3)併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上であること。

3 対象となる耐震改修工事

改修工事に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えるものであること。

4 提出書類

(1)住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書

(2)改修工事に要した費用が確認できる書類(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)

(3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し

※(3)は該当する場合のみ提出してください。

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

5 申告期限

耐震改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出してください。

3か月以内に提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。

6 提出先

柏崎市役所財務部税務課家屋係

電話：21-2256(直通)